

エコ・ファースト・マークの使用認定に関する基準

環境省が作成した右のマーク（以下「エコ・ファースト・マーク」という。）の使用は、下記の使用基準によるエコ・ファースト企業に対し、認めるものとする。



記

1. エコ・ファースト企業とは、環境省に対して、次に掲げる内容を含む約束（エコ・ファーストの約束）をした者をいう。
 - ① 京都議定書の目標達成に向けた地球温暖化対策をはじめとして、環境保全に関する目標を明示し、かつ、目標やこれを実現するための取組が、業界のトップランナーとしての先進性・独自性を有するものであること。
 - ② 全国の模範となるような環境保全に向けた取組であること。
 - ③ 約束された取組の推進状況の確認を行う仕組みが設けられ、環境省への報告、又は公表が行われること。
2. エコ・ファースト・マーク使用の範囲は、店舗・広報等に用いるものであること。
3. 環境省は、エコ・ファースト企業の取組が、約束に違反すると認める場合は、エコ・ファースト・マーク使用の認定を取り消すことができる。